



## スクールロイヤー派遣事業「いじめ予防教室」～第6学年～

6月24日（金）、6年生がスクールロイヤー派遣事業を活用し、弁護士の二井矢旬子先生（6年1組）、久保田喬先生（6年2組）による「いじめ予防教室」を実施しました。

「人権」とは、安心・自信・自由をもって「幸せに生きる」ということと捉え、子どもたちから出た、いじめを照らし合わせ、一つ一つが事案の大小に関わらず、人権を侵害していることを学びました。また、周りにいる人たちの人権も侵害されていることを学びました。

「許されるいじめはあるのか?」、答えは「ない」ということでした。「どちらが先」とか、「やられたからやりかえした」という議論は成立せず、どんな理由があってもいじめの行為は許されないというお話をいただきました。どうしたらよいのか? 「大人（親・先生）に相談する」「逃げる」、子どもたちからの意見に、先生からは「どうしてそういうこと言うの?」と毅然とした態度で言うという回答もいただきました。

実例によるいじめの実態についてお話を聴く場面では、胸が締め付けられる思いで、涙を浮かべながら、真剣に聞き入る子どもたちの姿が見られました。いじめとは人の命をも奪うという恐ろしさを強く認識させられた瞬間でした。

人気アニメ「ドラえもん」から見るいじめの構図により、のび太君を守るために、何ができるか、何をしたらよいのか考えました。「先生に相談すればよい」という一人の児童の意見から、声を上げれば、傍観者が協力者に代わり、いじめの根源をなくし、友だちを救うことにつながるという話し合いが行われました。

最後に、苦しい、つらいときは、必ず相談し、「命を大切にしてほしい。」というそれぞれの先生の強いメッセージで授業が終わりました。

ご家庭におかれましても、是非、人権、そして、いじめというテーマで子どもたちとお話をする機会を持っていただければと思います。そのことにより、「いじめは許されないことである」という考えのもと、いじめのない、安心して・自信をもって・自由に、そして「幸せに生きる」ことのできる石岡小学校、地域・学校が一つになり、取り組んでいきましょう。

ご家庭で、お子様が悩んでいたり、苦しんでいたりする様子が見られる場合は、相談に乗っていただき、「いじめかな?」と感じたら、すぐに学校にご相談下さい。学校としても、未然防止、早期発見、早期対応を進めてまいります。



## 第1回学校評議員会を実施しました。

6月28日（火）に、本年度第1回目の学校評議員会を実施しました。昨年度同様に、コロナ対策として、時間の短縮・密を避けての懇談等の実施となりましたが、授業参観を通して、子供たちの様子をよくみていただきました。



子どもたちが熱心に学習に取り組む様子に対し、たくさんのお誉めの言葉をいただきました。また、施設・環境等整備、通に向けたご助言、通学路の危険箇所についてのご指摘もいただき、普段なかなか気付かない視点でのご意見は、ありがたい限りです。

今後も、学校評議員様はじめ、地域の方々からのご意見を積極的にいただきながら、よりよい学校づくりを目指していきたいと思っております。

### 令和4年度学校評議員

宮田	正美	様(国府)	継続
木村	武浩	様(染谷)	継続
篠塚	大輔	様(国府)	継続
金子	英信	様(染谷)	新規

## 子どもたちの命を守るために -自転車の正しい乗り方の指導、ヘルメット着用・保険加入の推奨-

子どもたちの交通事故防止のため、これまで実施していた交通安全教室は、本年度も新型コロナウイルス感染防止のため実施いたしませんでした。そのため、日頃より学級での安全指導は実施しておりますが、登下校時等、子どもたちの歩行、自転車の乗り方については、保護者・地域の方からも心配の声が寄せられることもあります。

事故にあってからでは手遅れであり、学校としても事故の未然防止に力を入れて、各学級での指導に加え、登校時の交通安全現地指導、下校時の巡回指導を行っております。また、PTA校外指導委員の皆様には、月2回の登校指導のご協力をいただき、子どもたちの安全を見守っていただいております。

茨城県では、「茨城県交通安全条例」を定め、子どもたちを自転車事故から守る取組を推進しております。

石岡小学校でも、特に「ヘルメットの着用」「自転車保険の加入」を推奨しています。ご家庭におかれましても、自転車の安全な乗り方についてご確認いただくとともに、「ヘルメットの着用」「自転車保険の加入」を進めていただければと思います。交通事故防止については、家庭における指導が必要不可欠です。「子どもたちの命を守るために」ご理解ご協力をお願いいたします。下記リーフレットを参考に一読ご検討をお願いいたします。

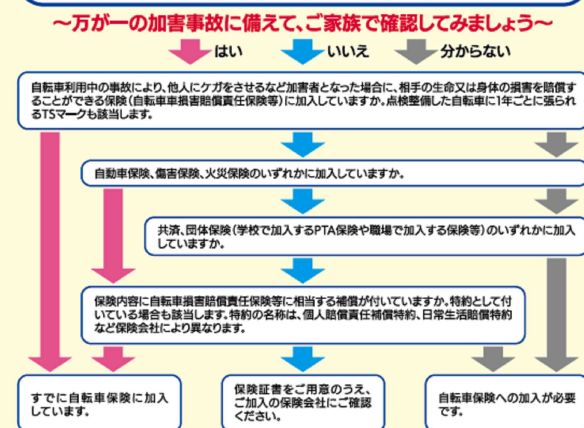
自転車は「くるま」の仲間です! 知っているか? 守っていますか? 「自転車安全利用五則」 交通ルール

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外  
歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則ですが、次のような場合は例外的に歩道を通行できます。  
歩道通行可能な場合  
①歩道が広く、歩行者の通行に支障がないとき  
②歩道が狭く、歩行者の通行に支障があるとき  
③歩道が狭く、歩行者の通行に支障があるとき  
④歩道が狭く、歩行者の通行に支障があるとき
- 2 車道は左側を通行  
自転車は、道路の左側を通行し、歩行者の通行を妨げないよう通行してください。
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行行  
歩道では、安全な速度で歩行者の通行を妨げないよう通行してください。
- 4 安全ルールを守る  
●飲酒運転の禁止  
●二人乗り禁止  
●速度の抑制  
●安全ライトを点灯  
●信号を守る  
●交差点での一時停止と安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用  
児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に自転車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

ルール違反には厳しい罰則があります!

5歳未満の子供が自転車に乗ることは禁止されています。

### 自転車保険加入のチェックシート



## 水の大切さを学ぶ湖上体験学習～第4学年～

6月14日（火）、4年生が、土浦市にある霞ヶ浦浄化センター見学、土浦港（ラクスマリーナ）での船上学習に参加しました。

霞ヶ浦浄化センターでは、石岡市を含む4市1町の水を浄化し、およそ1日で霞ヶ浦に戻すというしくみを、施設見学を通して学びました。



霞ヶ浦の船上では、霞ヶ浦の水質と生息するプランクトンや魚の生態系について詳しく説明を受けました。

「未来へと守ろう みんなの霞ヶ浦」を合言葉に、家でできるよごれをへらす工夫に取り組み、水を大切に、霞ヶ浦を守ってほしいという思いを受け、環境保全を実践するとともに、広めていきたいと思っております。



